

播磨町教育振興基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく播磨町教育振興基本計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、その基本となる事項及び主要な課題等について検討するため、播磨町教育振興基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画を策定するために必要な事項の検討を行う。

(組織)

第3条 委員会は、教育に見識のある者及び学校関係者の中から15名以内で組織し、教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、計画策定が完了するまでの期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選によって定め、副委員長は委員長が指名する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会において必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会学事担当課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営において必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後の最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。